

物価問題に関する関係閣僚会議

議 事 要 旨

(開催概要)

1 日 時：平成25年11月29日（金）8：05～8：15

2 場 所：官邸4階大会議室

3 出席者：

内閣官房長官	菅 義偉	【司会・進行】
総務大臣	新藤 義孝	
財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）	麻生 太郎	
文部科学大臣	下村 博文	
厚生労働大臣	田村 憲久	
農林水産大臣	林 芳正	
経済産業大臣	茂木 敏充	（代理 経済産業副大臣 松島 みどり）
国土交通大臣	太田 昭宏	
内閣府特命担当大臣（消費者）	森 まさこ	
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	甘利 明	
内閣官房副長官	加藤 勝信	
内閣官房副長官	世耕 弘成	
内閣官房副長官	杉田 和博	
日本銀行総裁	黒田 東彦	
公正取引委員会委員長	杉本 和行	
内閣法制局長官	小松 一郎	

(議事次第)

1 開 会

2 議 題

消費税率引上げに伴う定形郵便物（25 グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限の改定について

(配布資料)

- 資料** 消費税率引上げに伴う定形郵便物（25 グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限の改定について（案）
- 参考** 閣僚会議の開催について（平成5年8月24日閣議口頭了解）

(会議概要)

1 開 会

冒頭、菅内閣官房長官から、開会のあいさつがなされた。

2 議 題

- 新藤総務大臣から、**資料**に基づき、消費税率引上げに伴う定形郵便物（25 グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限の改定について説明があった。大要は下記の通り。
 - ・ 郵便料金を含む公共料金等について、平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴い行われる改定に関しては、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する方針が、本年 8 月の「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部」に報告されている。
 - ・ 郵便料金については、25 グラム以下の定形郵便物の上限料金が総務省令で 80 円と定められていることから、ただ今申し上げた方針に沿って、これを 82 円に改定したいと考えている。あわせて、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく許可を受けて行う一般信書便事業についても、25 グラム以下の信書便物の上限料金を同様に 82 円に改定したいと考えている。
 - ・ 本改定は、来年 4 月 1 日からの実施を予定している。閣僚各位のご了承をお願いしたい。
 - ・ なお、具体的な郵便料金については、上限料金の改定手続を待って、今後、日本郵便株式会社から届出・認可申請が行われる予定である。
- これに対し、森内閣府特命担当大臣（消費者）から、大要下記のような意見が述べられた。
 - ・ 消費者庁においては、今般の「消費税率引上げに伴う 25 グラム以下の定形郵便物及び信書便物の料金の上限の改定」について、消費者委員会の意見を聴くなど、消費者利益を擁護する立場から検討を行ってきた。
 - ・ その結果、本改定については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。
- 以上の説明・意見の後、**資料**のとおり、消費税率引上げに伴う定形郵便物（25 グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限の改定については、これを物価問題に関する関係閣僚会議として了承することとされた。

(以 上)

※事後修正の可能性あり。